

# 令和8年度学習支援教室指導員（分室）（会計年度任用職員）募集要項

## 1 職名

学習支援教室指導員（分室）

## 2 募集期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）まで

## 3 募集方法

区公式ウェブサイトへ募集記事を掲載します。

## 4 募集人数

若干名

## 5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査および作文

○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

合否については、書面にて通知します。

## 6 応募資格

教員免許(小学校教諭免許状、中学校教諭免許状)を有するかたで、

教壇経験があるかた。

なお、下記（1）～（6）のいずれかに該当するかたは受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入了した者
- (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間または週40時間）を上回ることとなる者
- (5) 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

(6) 教育職員免許法第十一一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

## 7 職務内容

学習支援教室の運営、不登校児童・生徒支援および放課後学習支援事業に関すること。

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

## 8 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

## 9 勤務日および休日

勤務日

週4日勤務

月曜日から金曜日の間で勤務日を割り振ります。

休日

土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）および祝日は勤務日ではありません。ただし、あらかじめ勤務を割り振られた場合を除きます。

## 10 勤務時間

1日の勤務時間 7時間45分（実働）

午前8時30分から午後5時15分まで（間に1時間の休憩を含む）。

## 11 勤務場所

めぐろ学校サポートセンター ほか

東京都目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内

※敷地内禁煙

## 12 報酬額等

月額約241,728円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します。（通勤手当は、通勤距離が片道2km未満の場合は、支給対象となりません。期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

## 13 服務

地方公務員法上的一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

## 14 休暇等

年次有給休暇は15日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

## 15 災害補償

公務上または通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

## 16 社会保険および雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

### (1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合

### (2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。（例えば、任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。）

## 17 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。

令和8年5月1日時点在籍者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

## 18 その他

目黒区職員互助会会員となります。  
互助会費については毎月の給与から控除されます。

## 19 応募方法

### (1) 提出書類

ア 履歴書（6月以内の撮影写真添付）

イ 作文

・テーマ「不登校児童・生徒のための支援のあり方について」

・文字数 800字程度（文末に文字数を記載すること。）

・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

ウ 教員免許の写し

※ご提出いただいた応募書類は返却いたしません。

### (2) 提出期限

令和8年1月16日（金曜日）（必着）

### (3) 提出方法

封筒に「学習支援教室指導員（分室）希望」と朱書きし、履歴書、作文、教員免許の写しを、めぐろ学校サポートセンターへ郵送又は持参してください。

## 20 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-0061

目黒区中目黒三丁目6番10号

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 めぐろ学校サポートセンター

電話番号 03-3715-1531（直通）

受付時間 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時00分まで

以 上